

# 仕様書

盛岡地方気象台

## 1 件名

計測震度計「久慈市川崎町」観測局 衛星アンテナマスト更新等工事

## 2 目的

本工事は、計測震度計「久慈市川崎町」観測局の老朽化した衛星アンテナ設置用マスト（以下、「既設マスト」とする。）を撤去し、新たな衛星アンテナ用マスト（以下、「アンテナマスト」とする。）を設置することを目的とする。

## 3 工事場所

岩手県久慈市川崎町1-1（久慈市役所）（図1-1、図1-2）

## 4 工事期限

令和8年1月16日（金）

ただし、アンテナマストは11月14日（金）までに設置すること。また、既設マスト、根柵及び既設管路は12月1日（月）以降に撤去すること。

## 5 監督

発注者が任命する監督職員により、工事内容が本仕様書に適合するよう、受注者に対して監督を行う。

## 6 検査

本工事完了後、発注者が任命する検査職員による完成検査を受けること。なお、指摘箇所は速やかに手直しを行い、再度検査を受けること。

## 7 提出書類

別紙提出書類一覧により、汎用性の高い形式（Excel、Word、PDF等）の電子ファイルで、原則オンラインにより提出すること。なお、図面ファイルはJW-CAD形式（.jww）及びAutoCAD形式（.dwg）、画像ファイルはJPEG形式とすること。

## 8 工事内容

- （1）既設マスト付近にアンテナマスト及びコンクリート基礎台を垂直に設置すること（図1-2参照）。設置にあたっては、掘削部分に砕石を敷き十分な転圧を行い、沈下防

止用底板あるいは捨てコンクリート（以下、「捨てコン」とする。）を設置した上に、基礎台を施工すること。なお、再生砕石（RC-40）の厚さは100mm、沈下防止用底板あるいは捨てコンの厚さは50mmとすること。また、捨てコンの配合はFc18-15-20とすること。

- (2) 基礎台の形状は500mm×500mm、高さ600mmとし、地表面から50mm露出させるとともに、550mm埋設とする（凍結深度がこれより深い場合は凍結深度以上埋設させる）。基礎台のコンクリートの配合はFc24-18-20とすること。
- (3) 基礎台上部は、外側に向かい緩やかに傾斜させる水切り仕上げとすること。
- (4) アンテナマストの規格はSGP管50A（φ60.5mm）あるいは同等品とし、頂部キャップを設置すること。
- (5) アンテナマスト及び基礎台の設置工法は図4を参照すること。
- (6) アンテナマストは溶融亜鉛メッキ仕上げ等の防錆加工を施すこと。加えて、基礎台と接触する部分には腐食防止の処置も施すこと。
- (7) 局舎の既設プルボックスからアンテナマスト付近までケーブルを引き込むための管路（FEP40）を設置すること（図1-2）。基礎上面から800mmまで立ち上げ、先端部は防水処理を施すとともに、バンドにより固定すること。なお、バンドには、アンテナマストや固定部材（金具、ボルト、ナット含む）及び設置機器との間での異種金属接触腐食を防止する処置を施すこと。また、管路の配管掘削深は300mmとし、メッセンジャーを敷設すること。
- (8) 既設プルボックスからアンテナマストへの配管は、図1-2及び図4を元に別途指示する。
- (9) 既設マスト、根柢及び既設管路（図1-2、図2）を撤去するとともに、受注者の責任により適法に処分すること。なお、撤去後の地所は埋め戻しのうえ十分な転圧を行うこと。

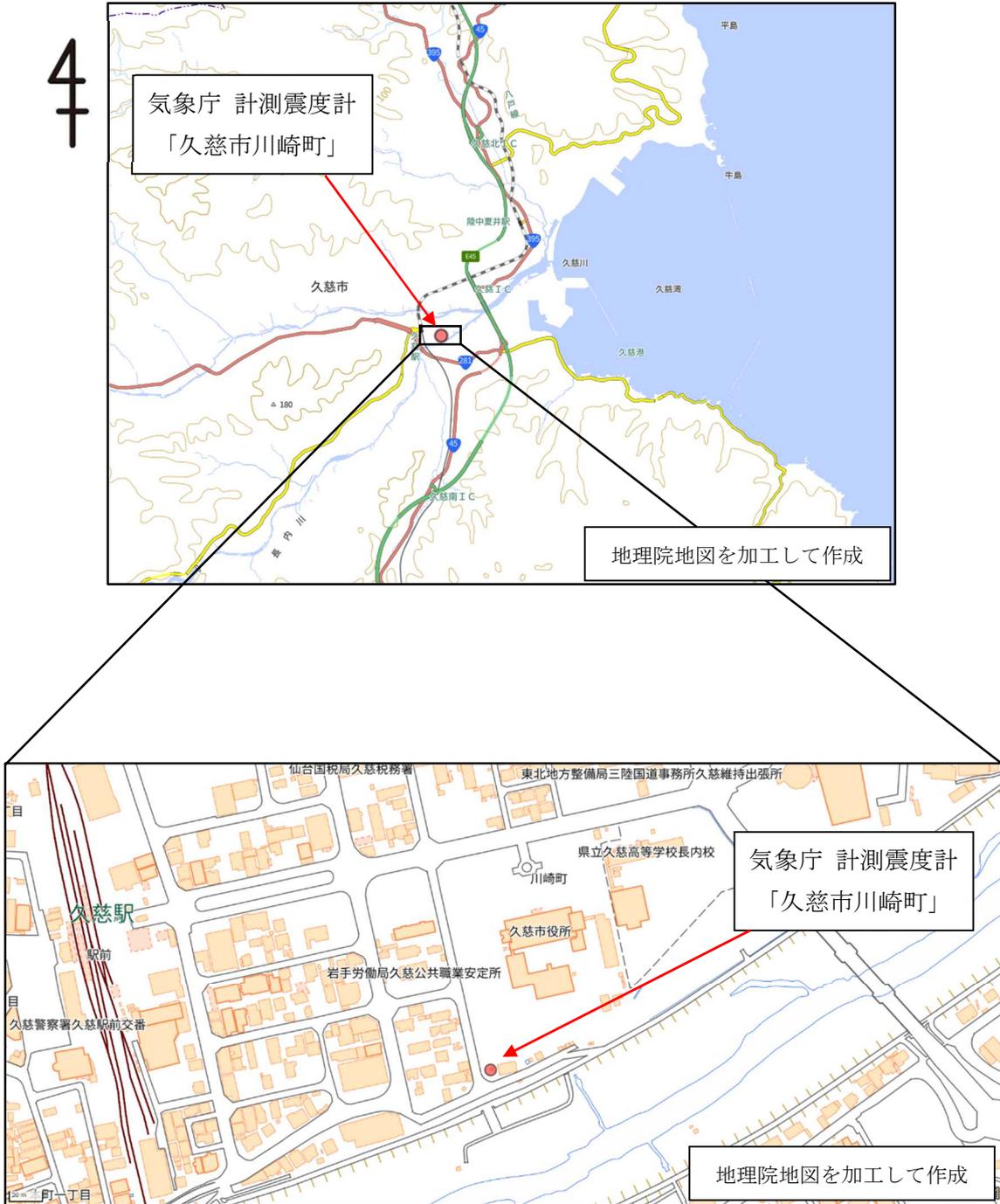
## 9 連絡及び指示事項

- (1) 本仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(最新版)」及び「建築物解体工事共通仕様書(最新版)」による。
- (2) 本仕様書に疑義がある場合は、双方協議の上、監督職員の指示に従うこと。また、協議や打合せを行った場合には、任意様式により議事録を1部作成し、速やかに監督職員に提出し承認を得ること。
- (3) 作業時間は平日の08:30~17:00の間とし、作業開始・終了時には監督職員に連絡すること（電話：019-622-7870）。なお、週末に作業を行う必要がある場合は、事前に監督職員の承諾を得ること。また、現場管理を行い環境保全、事故防止に期すること。
- (4) 本工事対象以外の施設等に損傷を与えた場合は、受注者の責において原形に復すこと。

- (5) 本工事に伴う発生材は、全て場外搬出とし、関係法令等に基づき処分を行い manifests の写しを提出すること。
- (6) 本件を実施するにあたり高所作業が生じる場合、労働安全衛生法施行令第 13 条第 3 項第 28 号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」(平成 31 年 1 月 25 日厚生労働省告示第 11 号)による墜落制止用器具(フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等)とする。
- (7) 本工事に伴い被膜や塗料等の化学品を使用する際は、危険有害性情報を確認のうえ、安全なものを選択し、作業者の健康、安全確保及び環境保全に努めること。
- (8) 受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和 6 年 6 月 19 日法律第 54 号)に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険(法定外の労災保険)へ加入すること。
- (9) 本仕様書に記述していない、日本国の法令の規制を受けるものについては、その規制に従うこと。本工事終了後にこれら規制に抵触することが判明した場合は、受注者の責任において速やかに改修を行うこと。
- (10) 既設ケーブルを損傷させないこと。
- (11) 車両や歩行者等への安全対策を十分に行うこと。
- (12) 本工事場所には稼働中の気象測器等があるため、それらに損傷を与えないように十分注意するとともに、工事にあたり、現状からの改変の必要がある場合は速やかに監督職員に報告し、監督職員の指示に従うこと。

図 1 - 1

計測震度計 「久慈市川崎町」 衛星アンテナマスト更新等工事 場所案内図

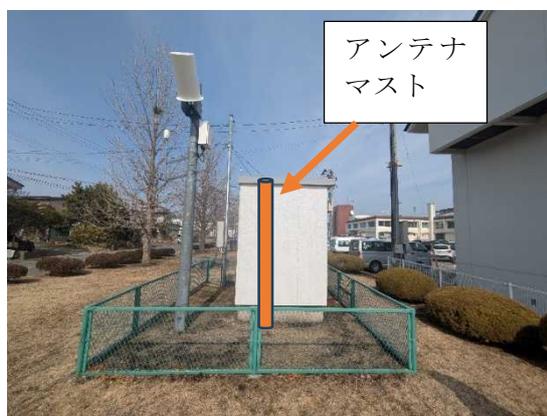




現状の設置状況の写真



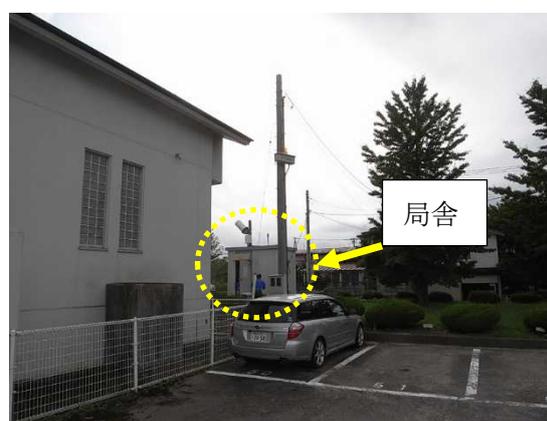
局舎北側より



局舎南側より



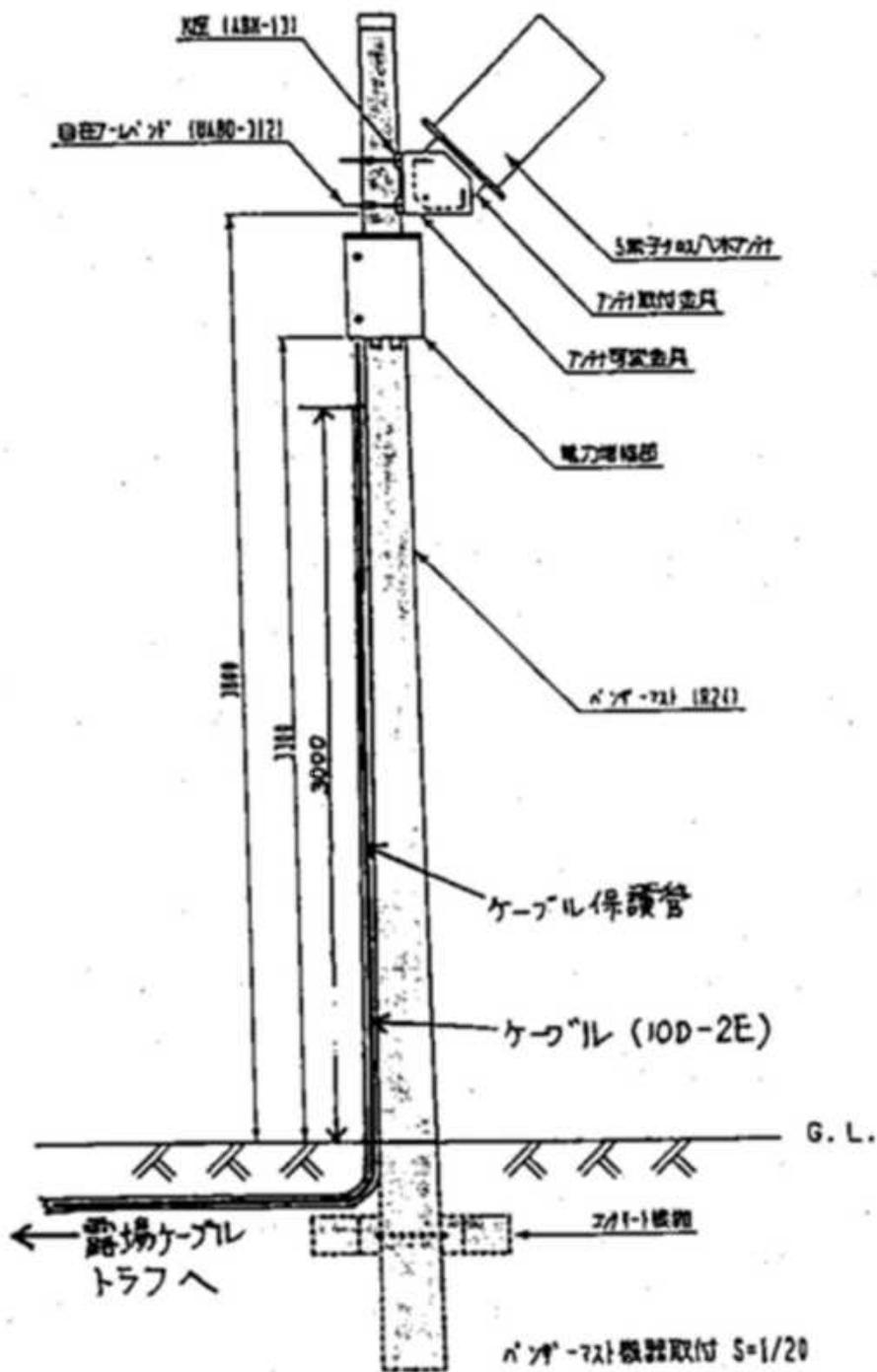
局舎西側より



市役所駐車場から局舎を撮影。  
駐車スペースから局舎までの距離があり、高所作業車での作業は困難

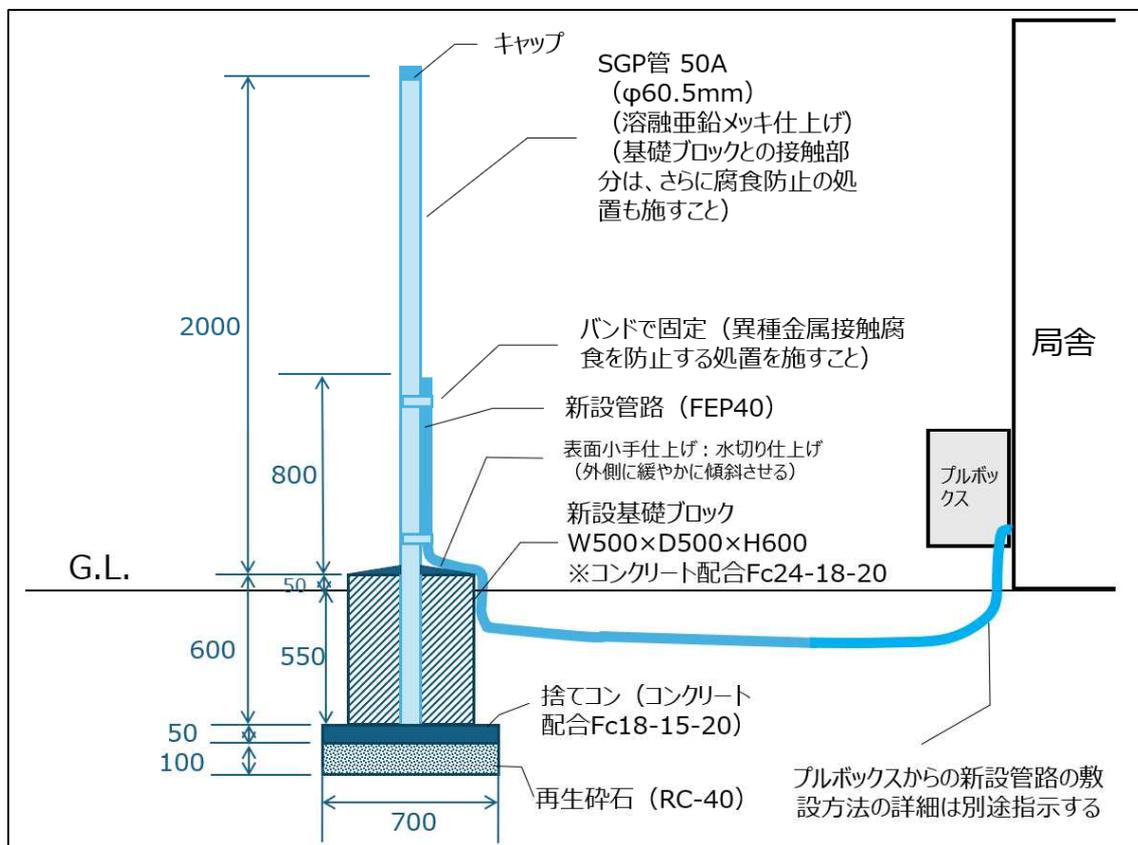
既設マスト 参考図面

※撤去対象は既設マスト、根柢及び既設管路のみ



新設するアンテナマスト模式図（施工後）

※ポール・基礎埋め込み型



イメージ写真（他観測局での施工例）



## 提出書類一覧

- 「提出条件」に該当する書類を提出いただきます。
- 提出方法は、原則オンライン（電子メール等）となります。

書類名	提出条件
1 実施工程表	すべての契約
2 作業日報	すべての契約
3 工事打合せ簿	すべての契約
4 工事写真	すべての契約
5 完成図	すべての契約
6 マニフェスト（写）	産業廃棄物がある場合
7 建設発生土の受領書等（写）	建設発生土がある場合
8 発生材報告書	発注者に引き渡す発生材がある場合